

別表三(一) 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、次の(1)に掲げる場合に使用します。

ただし、次の(2)に掲げる場合には、法第 67 条第 1 項(特定同族会社の特別税率)又は平成 18 年改正前の法第 67 条第 1 項(同族会社の特別税率)の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1) 使用する場合	
特定同族会社	イ 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 別表二の「判定結果 18」が「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項(特定同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の各欄に記載します。
同族会社	ロ 平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度 ① 旧別表二の「判定結果 6」が「同族会社」に該当する法人が、平成 18 年改正前の法第 67 条第 1 項(同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の「28」から「31」までの各欄以外の各欄に記載します。 ② 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)に掲げる同族会社が、同項の規定の適用を受ける場合に、この明細書の「28」から「30」までの各欄に記載します。 (注) 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる同族会社とは、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の同族会社で「30」欄が 0.5 以下となる法人をいいます。
(2) 記載の必要がない場合	
特定同族会社	イ 措置法第 68 条の 2 第 1 項に規定する次の(イ)に掲げる中小企業者に該当する特定同族会社が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、次に掲げる書類を確定申告書に添付した場合
同族会社	ロ 平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する次の(イ)又は(ロ)に掲げる中小企業者に該当する同族会社が、平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した事業年度において、それぞれ次に掲げる書類を確定申告書に添付した場合
添付する書類	(イ) 中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項の承認を受けた同法第 2 条の中小企業者に該当する場合……次の①から③までに掲げる書類 ① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し (ロ) 設立後 10 年以内の各事業年度(平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度に限ります。)において、中小企業新事業活動促進法第 2 条の中小企業者に該当する場合……次の①及び②に掲げる書類 ① 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である旨を証する書類 ② 設立の日等を明らかにする書類

(注) 1 上記(イ)及び(ロ)に掲げる書類については、「経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

なお、当期が平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に開始し、かつ、平成 18 年 4

月 1 日以後に終了する事業年度である場合において、平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定の適用を受ける場合には「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平 17. 4. 1 以後終了事業年度分）」を利用してください。

- 2 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数（常時使用する従業員の数をいいます。）の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種	資 本 金 の 額 又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでの業種を除きます。）	3 億円以下	300 人以下
ロ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ハ サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）	5,000 万円以下	100 人以下
ニ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3 億円以下	900 人以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
ト 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

おって、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が 0 となる場合であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率又は平成 18 年改正前の法第 67 条の規定による同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法 67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9 《他の連結法人から受ける配当等の額》の配当等の額に係る金額を除く。）（法 67③）
- ③ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額及び益金算入附帯税（利子税を除く。）の受取額（法 67③）
- ④ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59④）
- ⑦ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60④）
- ⑧ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑨ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ④、65 の 5 ③）
- ⑩ 特定外国子会社等又は特定外国信託が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額（措置法 66 の 8 ⑦、66 の 9 の 4③）
- ⑪ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑤）
- ⑫ 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額（平成 18 年改正前の措置法 67 の 10⑤）
- ⑬ 取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ②）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「留保所得金額（別表四「38の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）1」	別表四「38の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う配当等の額を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る配当等の額を減算した金額を記載します。	
「当期末配当等の額3」	法第67条第4項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当の額を記載します。	
「法人税額4」	別表一(一)の「差引法人税額4」＋「リース特別控除戻税額5」＋「同上に対する税額7」＋「法人税額計10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」－「控除税額の計算」の「計44」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときは、0と記載します。	
「住民税額の計算の基礎となる法人税額5」 (別表一(一)「2」＋「5」＋「7」＋「10の外書」－「11」－「43」－別表六(一)「23の計」－別表六(七)「13」－別表六(八)「19」－別表六(九)「28」－別表六(十二)「27」－別表六(十五)「20」－別表六(十六)「28」－別表六(十九)「30」－別表六(二十二)「27」－別表六(二十六)「9」)	措置法第42条の12第2項（中小企業者等の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等が、同条第1項の規定の適用を受ける場合は、この欄の算式中「別表六(二十六)「9」」とあるのは、「別表六(二十五)「7」」と読み替えて計算した金額を記載します。	
「住民税額6」		均等割額を加算する必要はありません。
「期首利益積立金額10」	(1) 平成18年5月1日以前に開始した事業年度にあつては「又は（別表五(一)「31の①」）－(2)」を消します。 (2) 平成18年5月1日後に開始する事業年度にあつては「(別表五(一)「31の①」) 又は」を消します。	
「適格合併等により増加した利益積立金額11」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額12」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「積立金基準額 14」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 13」の金額がマイナス (△) である場合には、「同上の 25%相当額 9」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「9」の金額が 25,000,000 円、「13」の金額が △ 5,000,000 円である場合には、25,000,000 円と 5,000,000 円との合計額 30,000,000 円を「14」に記載します。
「定額基準額 (1,500 万円又は 2,000 万円) × $\frac{\quad}{12}$ 15」	(1) 平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度にあつては「又は 2,000 万円」を消します。 (2) 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度にあつては「1,500 万円又は」を消します。 (3) 「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数 (暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。) を記載します。	
「法人税額の還付金等 (過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。))の受取額 18」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 16」の金額並びに法第 26 条第 3 項に規定する附帯税 (利子税を除きます。) の負担額として内国法人 (連結親法人) が受け取る金額及び同条第 4 項に規定する他の内国法人 (連結法人) が附帯税 (利子税を除きます。) の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 3 項に規定する法人税の負担額として内国法人 (連結親法人) が受け取る金額及び同条第 4 項に規定する法人税の減少額として他の内国法人 (連結法人) が受け取る金額は、含まれません。
「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額 23」	平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 10 第 1 項 (株式移転に係る課税の特例) の規定の適用を受ける場合において、この規定による子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額を記載します。	
「所得基準額 27」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度 $26 \times (35\% \text{ 又は } 40\% \text{ 又は } 50\%)$ (2) 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 イ 法第 67 条第 5 項に規定する中小特定同族会社である場合 $26 \times (35\% \text{ 又は } 40\% \text{ 又は } 50\%)$ ロ イの中小特定同族会社以外の特定同族会社である場合 $26 \times (35\% \text{ 又は } 40\% \text{ 又は } 50\%)$	
「前期末の総資産の額 28」	前期の確定した決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額 (次の(1)から(4)までに掲げる金額 (その法人が連結法人である場合にあつては、(1)から(5)までに掲げる金額) がある場合にはこれを減算し、(6)に掲げる金額がある場合にはこれを加算します。) を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合の同法第 7 条第 1 項に規定する再評価差額に相当する金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額 (5) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限りません。）の額に相当する金額 (6) その他有価証券に係る評価損等相当額	
「前期末の自己資本の額 29」	前事業年度終了の時における資本金等の額（前事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結個別資本金等の額）及び利益積立金額（前事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結個別利益積立金額）の合計額を記載します。 なお、その特定同族会社又は同族会社の同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限りません。）の額がある場合には、その金額を加算します。	
「課税留保金額」の「34」及び「35」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（(33)－(34)）又は（1億円×$\frac{\quad}{12}$－(34)）のいずれか少ない金額）35」	「課税留保金額 33」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 33」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、平成 18 年改正前の法 67、令 139 の 7～140、平成 18 年改正前の令 139 の 7～140、措置法 68 の 2、平成 18 年改正前の措置法 68 の 2、平成 18 年改正前の措置法令 39 の 34 の 2、措置法規則 22 の 20、平成 18 年改正前の措置法規則 22 の 20